

令和4年度 消防設備士義務講習実施要領

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次により実施します。

1. 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けている者

- ア. 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
 - イ. 消防設備士講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

※受講期限内に受講しない場合は、加対象となりますので注意してください。

2. 講習区分及び講習実施日、受付期間、講習会場

講習区分	講習日	受付期間	講習会場
特殊消防用設備等 甲	令和5年 1月13日(金)	令和4年11月21日(月)～25日(金)	千葉県電工会館【2F 会議室】 (千葉市中央区道場南1-9-15)
消火設備 甲乙1・2・3類	令和4年 9月26日(月)	令和4年 7月19日(火)～22日(金)	千葉県電工会館【3F 講習室】 (千葉市中央区道場南1-9-15)
	令和4年11月28日(月)	令和4年 9月20日(火)～22日(木)	
	令和5年 1月16日(月)	令和4年11月21日(月)～25日(金)	
警報設備 甲乙4類・乙7類	令和4年 9月27日(火)	令和4年 7月19日(火)～22日(金)	
	令和4年 9月28日(水)	令和4年 7月19日(火)～22日(金)	
	令和4年11月29日(火)	令和4年 9月20日(火)～22日(木)	
	令和5年 1月17日(火)	令和4年11月21日(月)～25日(金)	
	令和5年 1月18日(水)	令和4年11月21日(月)～25日(金)	
避難設備・消火器 甲乙5類・乙6類	令和4年 9月29日(木)	令和4年 7月19日(火)～22日(金)	
	令和4年 9月30日(金)	令和4年 7月19日(火)～22日(金)	
	令和4年11月30日(水)	令和4年 9月20日(火)～22日(木)	
	令和5年 1月19日(木)	令和4年11月21日(月)～25日(金)	
	令和5年 1月20日(金)	令和4年11月21日(月)～25日(金)	

※受付期間内であっても定員に達し次第、締切ります。受付は先着順です。

3. 受付時間

午前8時45分から午前9時10分まで

4. 講習時間

午前9時10分から午後5時10分まで

5. 講習科目

- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
 - (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
- ※ 講習終了後効果測定を行います。

6. 講習科目の一部免除

講習（科目免除を受けた講習を除く）を修了したのち6ヶ月以内に他区分の講習を受ける場合は、前記の5(1)科目の免除を受けられます。（※注：効果測定問題は免除になりません。）

科目免除を受けた方の受付は、午後0時10分からとなります。

7. 受講申請書の送付先

(一社) 千葉県消防設備協会

〒260-0005 千葉市中央区道場南1-9-15 千葉県電工会館2階

電話 043-306-3871

※原則、簡易書留により提出してください。

定員になり次第締切ります。

※申請書と受講票は（一社）千葉県消防設備協会のホームページからも印刷してお使いいただけます。

8. 受講申請提出書類

- (1) 受講申請書 1枚（写真貼付）
- (2) 受講票 1枚
- (3) 表面と裏面の免状の写し
- (4) 切手を貼った返信用封筒

なお、写真は申請書提出前6ヶ月以内に撮影したもの（縦4cm、横3cmの脱帽、正面上半身像無背景）とし、受講申請書写真欄に貼ること。デジタルカメラ撮影のものでも可。

ただし印画紙を使用したものに限りです。

また、受講申請書の氏名及び免状の情報欄は、免状記載のとおりに入力してください。

9. 受講手数料

7,000円（千葉県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けること。ただし割印等をしないこと。）

なお、（一社）千葉県消防設備協会では証紙は扱っておりません。

販売場所 千葉県庁、各千葉県地域振興事務所、各警察署、市町村役場等

消防設備士義務講習受講上の注意事項

1. 受講手続きについて

- (1) 「受講申請書」及び「受講票」は各受講区分ごとに1枚ずつ提出してください。
- (2) ※印以外は、すべて受講者が記入してください。
- (3) 取得している「消防設備士免状」の種類、交付年月日、交付知事、交付番号等は、免許状の記載のとおりに正確に記入してください。

2. 受講手数料等について

受講後の受講手数料は、理由の如何を問わず返却できませんので、ご了承ください。

3. 受講当日について

- (1) 受講当日は、消防設備士免状、受講票、筆記具を必ず持参してください。
- (2) 車での来場はご遠慮ください。
- (3) テキストは当日配布します。
- (4) 原則として遅刻は認められませんが、電車の遅延等、やむを得ず遅刻する場合や欠席する場合には、(一社)千葉県消防設備協会 (043-306-3871) へ必ずご連絡ください。

4. 災害等による中止や日程等の変更の場合について

災害等により中止もしくは会場や日程の変更をする場合には、緊急情報として千葉県防災危機管理部消防課及び(一社)千葉県消防設備協会のホームページに掲載します。

特に、気象庁が発表する特別警報等の防災情報に対応する場合の緊急情報は、講習開始時間の2時間前までに千葉県防災危機管理部消防課ホームページに掲載します。

5. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

- (1) 咳やくしゃみ、のどの痛みなど、風邪のような症状のある方は、受講をお控えください。
- (2) 受講前に必ず体温を測定し、発熱がある方は、受講をお控えください。
- (3) 過去2週間以内に発熱や風邪症状がある場合は、受講をお控えください。
- (4) 受講される場合は、マスクの着用、咳エチケット、手洗いなど一人一人が感染予防対策を心掛けてください。
- (5) 上記症状により受講できない場合は、必ず(一社)千葉県消防設備協会(043-306-3871)へご連絡ください。
- (6) 上記以外にも会場の注意事項にご留意いただく場合がありますので、ご了承ください。

※保健所等の公的機関から要請があった場合には、氏名、勤務先、住所、電話番号について、提供する場合がありますので、ご了承ください。

講習時間割

受付時間	8：45～ 9：10
講習説明	9：10～ 9：15
1. 工事整備対象設備等関係法令 及び防火に関する他法令等に関する事項	9：15～11：45
昼 食	11：45～12：30
2. 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	12：30～16：30
3. 講習効果測定及び結果発表	16：30～17：10

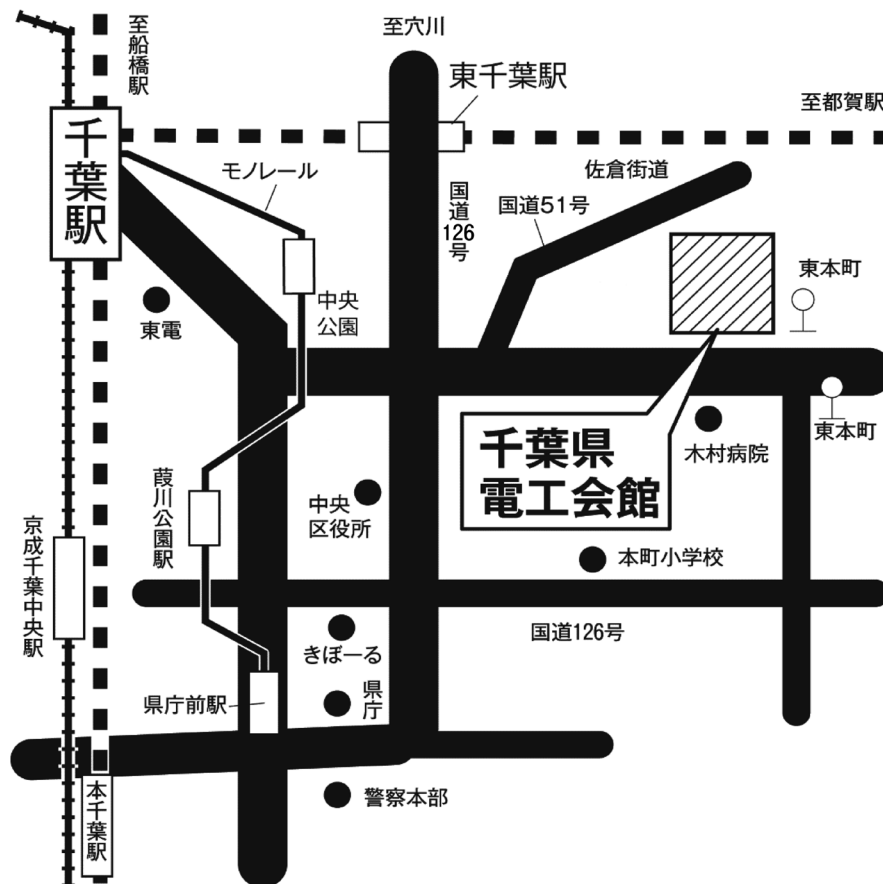
終 了

交通のご案内

千葉県電工会館

〒260-0005 千葉市中央区道場南1-9-15

案内図



◎JR千葉駅よりバス〈千葉駅東口8番乗り場より〉
京成バス (千05・千06) 御成台車庫 行き
(千07) 市営霊園 行き
「東本町」にて下車 徒歩0分

★講習当日は、公共の交通機関をご利用ください。

講習当日は、自家用車での来場は御遠慮ください。

